

## 日野川河川整備計画アドバイザー会議 規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、日野川河川整備計画アドバイザー会議（以下、「会議」）と称する。

### (目的)

- 第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「日野川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、「整備計画」）に基づき実施している事業の進捗状況、流域の社会情勢の変化、地域の意向及び河川整備に関する新たな視点等について意見を聴く場として設置するものである。
2. 整備計画の変更を行う場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場とする。
  3. 整備計画の変更に伴い事業評価が実施される場合は、中国地方整備局長が作成した対応方針について審議を行う。

### (組織等)

- 第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。
2. 委員は別表に掲げる委員で構成する。
  3. 委員の任期は原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員会)

- 第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。
  3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が事前に指名する者が委員長の職務を代行する。

### (会議の招集)

- 第5条 会議は委員長が事務局との調整により、必要とした際に事務局より招集する。
2. 委員の代理出席は原則として認めない。
  3. 会議は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

### (公開)

第6条 会議は原則公開とするが、結果等の公開方法については会議で定める。

### (規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

### (事務局)

- 第8条 会議の事務局は、国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所に置く。
2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

### (雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

### (附則)

この規約は令和2年 6月30日から施行する。

【 別 表 】

日野川河川整備計画アドバイザー会議 委員名簿

氏 名	職 名	専門分野
安藤 重敏	鳥取県生物学会 幹事	環境(魚介類)
氏 良介	鳥取県栽培漁業センター 所長	関係漁業
小野 達也	鳥取大学地域学部 教授	経済学
門田 眞知子	鳥取大学名誉教授	歴史・文化
北村 義信	鳥取大学 名誉教授	関係水利・農水
梶川 勇樹	鳥取大学大学院工学研究科 准教授	河川工学
國田 俊雄	米子市立山陰歴史館 館長	文化財
鷺見 寛幸	大山町教育委員会 教育長	環境(植物)
田中 一郎	NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部 理事・副支部長	環境(動物・鳥類)
◎道上 正規	鳥取大学 名誉教授	地域づくり 土木(治水)
三輪 浩	鳥取大学大学院工学研究科 教授	河川工学

(敬称略、五十音順)

「◎」は本会議の委員長を示す